

小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】

制定 令和3年2月22日 経も第4430号（経済局長決裁）
最近改正 令和3年4月22日 経も第72号（経済局長決裁）

（目的）

- 第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、小規模事業者コロナ禍特別相談支援事業における相談（以下「特別相談」という。）を受けた市内小規模事業者に対し、業務改善や生産性の向上（以下「業務改善等」という。）のために導入する新たな設備等への投資に対する助成を行うことにより、小規模事業者の成長を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。
- 2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

（1） 設備等

事業所等に附属する設備、機械、装置、備品又はソフトウェア等であって、前条第1項の目的を達成できるものをいう。

（2） 小規模事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者として、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の個人事業主を含む事業者をいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業

イ みなし大企業

ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体

（3） みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する小規模事業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している小規模事業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している小規模事業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している小規模事業者

（4） 常時使用する従業員

小規模事業者の事業に従事する者をいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者を除く。

- ア 会社役員
 - イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
 - ウ 日々雇い入れられている者
 - エ 2カ月以内の期間を定めて使用されている者
 - オ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用されている者
 - カ 試用期間中の者
- (5) フランチャイズチェーン
- 次のアからウまでのいずれにも該当する事業者をいう。
- ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている事業者
 - イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている事業者
 - ウ 上記ア及びイの対価として本部に金銭を支払っている事業者
- (6) 原材料
- 商品の製造又はサービスの提供のために仕入れるものであり、加工又は組み合わせることによって製品になるものをいう。
- (7) 消耗品
- 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
- ア 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するもの及び実験用材料として使用するもの、又は贈与若しくは転売を目的とするもの
 - イ 購入金額の単価（消費税及び地方消費税を除く。）が、10,000円未満のもの
- (8) リース取引
- 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。

（助成対象者の要件）

第3条 助成対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 事業所、営業所等が横浜市内にある小規模事業者（フランチャイズチェーンを含む。）であること。
- (2) 設備等の設置によって業務の改善又は生産性の向上が見込まれること。
- (3) 特別相談を受けていること。
- (4) 申請者が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (5) 創業から12月を経過していること。
- (6) 関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次の各号に該当する場合は、助成対象者としなない。

- (1) 次のアからウまでのいずれかの助成金の交付を受けている者。
 - ア 小規模事業者設備投資助成金（令和2年度）
 - イ 小規模事業者設備投資助成金【特別相談型】（令和2年度又は令和3年度）
 - ウ 小規模事業者設備投資助成金【一般型】（令和3年度）

- (2) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する者
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの
- (5) 法人格を持たない団体又は個人事業主にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（助成対象事業）

第 4 条 助成対象事業は、助成対象者が第 1 条第 1 項の目的を達するための業務改善等に資するものであつて、事業の用に直接供する新たな設備等へ投資する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。
 - (1) 同一又は一連の投資において本市の他の助成制度又は他の公的助成制度を利用した事業
 - (2) 特別相談を受けた日より前に契約・購入が行われた事業
 - (3) その他公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める事業

（助成対象経費）

第 5 条 前条に定める事業のうち助成対象となる経費は、業務上用いるものであつて、市内に住所を置く事業所から購入したものとする。

- 2 助成対象経費は、1 事業者 1 申請、3 品目までに限るものとする。
- 3 助成対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 原材料及び消耗品の購入に係る経費
 - (3) リース取引によるリース料
 - (4) 既存する設備等の撤去、修理又は改修に係る経費
 - (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
 - (6) ホームページ等 Web サイトの作成費用
 - (7) 設備の保証費用・保険料
 - (8) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入費
 - (9) 複数の中古品販売事業者から同等品についての見積りを取得できない中古品、個人から購入した中古品又はオークション（インターネットオークション含む。）での購入による中古品
 - (10) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
 - (11) 購入単価 10,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）未満の製品、商品等の購入費用
- 4 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外する。
- 5 助成対象経費の支払先が、助成対象者と資本関係がある事業者又は助成対象者の代表者若しくは助成対象者の役員の属する企業等である場合は、対象外とする。

6 前項の規定は、助成対象経費の支払先が、助成対象者の親族等の経営する事業者であるときについて準用する。この場合において、同項中「助成対象者の代表者若しくは役員に属する企業等」とあるのは、「助成対象者の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等」と読み替えるものとする。

(助成率及び助成限度額等)

第6条 助成率及び助成限度額は、助成対象経費の3分の2の額又は100,000円のうちいずれか少ない額とする。

2 前項の助成金額の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第2項に定める助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を添付して、令和3年11月30日までに提出しなければならない。

(1) 小規模事業者設備投資助成金交付申請兼実績報告書【特別相談型】(第1号様式)

(2) 事業所、営業所等が横浜市内にあることがわかる公的書類(法人にあつては、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人事業主にあつては、確定申告書等のコピー。資格証明書の提出等により市内での営業が認められる場合は、当該書類を公的書類に代えることができるものとする。)

(3) 申請者の発行から3カ月以内の住民票の写し(個人事業主のみ)

(4) 第5条第1項に記載された経費の支出を証明する領収書等のコピー

(5) 購入した設備の内容が確認できる写真

(6) 特別相談実施確認書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、添付を省略させることができる。

3 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本助成金では適用されないこととする。

4 補助金規則第24条の規定については、同条ただし書に基づき本補助金では適用されないこととする。

(交付決定兼交付額確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、助成金の交付が適当と認める場合は、交付額を確定し、小規模事業者設備投資助成金交付決定兼交付額確定通知書【特別相談型】(第2号様式)により申請者に金額を通知し、助成金の交付が不適当と認める場合は、小規模事業者設備投資助成金不交付決定通知書【特別相談型】(第3号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に当たり条件を付すことができる。

(申請の取下げ等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、前条第1項の交付決定兼交付

額確定通知書【特別相談型】（第2号様式）の交付を受けた後に助成金交付申請の取下げを行う場合には、小規模事業者設備投資助成金交付申請変更・取下届【特別相談型】（第4号様式）を交付決定兼交付額確定通知書【特別相談型】（第2号様式）の交付を受けた日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、名称・所在地・代表者等に変更があるとき（軽微な変更を除く。）は、変更・取下届【特別相談型】（第4号様式）を速やかに提出し、その承認・不承認について小規模事業者設備投資助成金変更承認・不承認通知書【特別相談型】（第5号様式）の交付を市長から受けなければならない。

（助成金の請求等）

第10条 交付対象者は、令和4年1月31日までに、小規模事業者設備投資助成金交付請求書【特別相談型】（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、適法・適正な前項の請求書を受けて、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に定める助成対象者の要件に該当しなくなったとき又は同条第2項の助成対象除外者に該当するとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
- (4) 第4条第2項各号の事業に該当することとなったとき。
- (5) 助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分したとき。
- (6) 第9条第1項の変更・取下届【特別相談型】（第4号様式）を提出し、市長が受理したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、小規模事業者設備投資助成金交付決定取消通知書【特別相談型】（第7号様式）により交付対象者に通知する。

3 市長は、交付対象者が第1項第2号又は第3号に該当した場合、交付対象者の名称及びその内容を公表することができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定に基づき取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部若しくは一部について、小規模事業者設備投資助成金返還請求書【特別相談型】（第8号様式）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。

3 助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。

- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。
- 5 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- 6 第 3 項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

- 第 13 条 市長は、必要に応じ、助成対象者の第 3 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 2 市長は、必要に応じ、助成対象者の市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関連書類の保存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年とする。

(事後調査等)

- 第 15 条 市長が必要と認めたときは、補助事業者等に対し実地及び書面等による調査を行うことができる。
- 2 交付を受けた企業の概要及び交付年度、活動内容の概要、助成金額等は公表できるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

小規模事業者設備投資助成金交付申請兼実績報告書 【特別相談型】

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第7条に基づき、書類を添えて申請をします。

1 企業概要等

業種 ※主たる業種に 1つだけ ○を付けてください。	常時使用する従業員数 (役員を除く) ※□にチェックしてください。
1. 農林、林業 2. 漁業 3. 工業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業（放送業などを除く一部） 8. 運輸、郵便業 9. 金融、保険業 10. 不動産業（駐車場業を除く）	業種が1～10であった場合 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数は 20名以下
11. 情報通信業（放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、 広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 12. 卸売業 13. 小売業 14. 不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業） 15. 学術研究、専門・技術サービス業 16. 宿泊業 17. 飲食サービス業 18. 生活関連サービス業、娯楽業 19. 教育、学習支援業 20. 医療、福祉	業種が11～20であった場合 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数は 5名以下

書類発送日	令和 年 月 日
事業者名称	
住所	法人 (本店所在地) 〒 _____
	本店が市内ではない場合は記入してください。 (市内の事業所等の所在地) 〒 横浜市 区
	個人事業主 (市内の事業所等の所在地) 〒 横浜市 区
	(住民票の自宅住所) 〒 _____
本助成金を活用して購入した設備は、上記横浜市内の事業所等の業務で使用します。	
代表者役職名	
代表者氏名	
商店会名※加盟店のみ	
連絡先	(担当者) _____ (電話) (E-Mail) _____

2 事業内容・投資目的・得られた効果

申請者の業務内容を簡潔に記載してください。	
投資の目的(最もあてはまるものを選択)	<input type="checkbox"/> オンラインビジネス（インターネット販売、動画配信） <input type="checkbox"/> テレワーク、WEB会議 <input type="checkbox"/> ペーパーレス化 <input type="checkbox"/> キャッシュレス化 <input type="checkbox"/> デリバリーサービス、テイクアウトの開始 <input type="checkbox"/> 新規サービス開始 <input type="checkbox"/> 最新設備の導入 <input type="checkbox"/> お客様スペースや倉庫の環境改善（自宅や事務所を除く） <input type="checkbox"/> その他()
得られた効果 ※記入例を参考に、購入した品目の <u>すべてについて</u> 、実際に得られた効果を記入してください。	①
	②
	③

3 収支決算

記入にあたっての注意事項	
<p>◆市内に住所を置く事業所からの購入が必須です。 領収書の発行者欄に、横浜市内の住所(または「045」から始まる電話番号)が記載されていることを確認してください。</p> <p>◆購入品は3品目以内とします。（1品目に送料・設置料を含めて構いません。）</p> <p>◆購入品の品目は、「領収書等の明細」の品目と同じ内容をご記載ください。</p> <p>◆購入品の品目に、助成対象外経費(消耗品費、原材料費、各種保証・保険料(延長保証など)、既存設備等の撤去・廃棄に係る経費等)が含まれていないことを確認してください。</p> <p>◆1品目あたりの単価が、税抜き1万円未満(税込み1万1千円以上)の経費は助成対象外です。</p> <p>◆品目番号を、領収書及び購入した設備の写真の各品目の左側に、記載してください。</p>	

	品名	型式	数量	金額(税抜き)				円
①								円
②								円
③								円
助成対象経費(①～③)の合計(ア)								円
助成金算出(イ) ※(イ)=(ア)÷3×2								円
助成金申請額 ※(イ)または10万円のいずれか低い額を記入 ※1,000円未満切捨て						0	0	0 円

4 誓約事項

小規模事業者設備投資助成金の申請にあたり、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の助成制度又は他の公的助成制度（以下これらを「他の助成制度」という。）の交付決定又は他の助成制度の助成金等の支払いを受けていません。
助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。
申請者は、本助成金を活用して購入・施工等を行った設備等を、返品、転売又は有償レンタル等を行いません。
申請者は、本助成金を活用して購入・施工等を行った設備等を、業務でのみ使用します。
申請者は、助成対象となる設備を申請者の役員が属する企業等から購入していません。
申請者は、助成対象者の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入していません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、横浜市が申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、横浜市が関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く）。（横浜市は、必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。また、横浜市が求めるときは、役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。
申請者は、小規模事業者設備投資助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。
申請者は、横浜市が行う実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、下記のいずれかの助成金の交付を受けていません。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者設備投資助成金（令和2年度） ・小規模事業者設備投資助成金【特別相談型】（令和2年度又は令和3年度） ・小規模事業者設備投資助成金【一般型】（令和3年度）

【誓約した者】

法人の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名 _____ ・ 代表者役職名 _____ ・ 代表者氏名 _____
個人事業主の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者氏名 _____

（交付先）

様

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金
交付決定兼交付額確定通知書【特別相談型】

小規模事業者設備投資助成金につきましては、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第8条第1項により次のとおり助成金の交付決定及び交付額の確定をしましたので通知します。

1 交付決定額兼交付確定額

¥

<今後の流れについて>

次の2つの書類を、令和 年 月 日 までに、下記の担当までご郵送ください。

- ① 同封の交付請求書（※必要事項をご記入ください）
- ② 「交付決定兼交付額確定通知書（第2号様式）」（本用紙）のコピー

（担当）

(裏面)

【注意事項】

1 交付条件について

- (1) 本助成金は、助成対象事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成金交付申請の取下げを行う場合には、交付申請変更・取下届【特別相談型】(第4号様式)を交付決定兼交付額確定通知書【特別相談型】の交付を受けた日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。
- (3) 名称・所在地・代表者等に変更があるとき(軽微な変更を除く。)は、交付申請変更・取下届【特別相談型】(第4号様式)を速やかに、市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付決定の取消しについて

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定を取り消す場合がある。

- (1) 要綱【特別相談型】第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
- (4) 第4条第2項第1号の事業に該当することとなったとき。
- (5) 助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より、当該耐用年数を経過する前に処分したとき。
- (6) 要綱【特別相談型】第9条第1項の変更・取下届(第4号様式)を提出し、市長が受理したとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) その他法令、条例、助成金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

3 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部若しくは一部について、小規模事業者設備投資助成金返還請求書【特別相談型】(第8号様式)により、その返還を命ずるものとする。
- (2) 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付するものとする。
- (4) 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。
- (5) 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) 第3項及び前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第3号様式（第8条第1項）

第 号
年 月 日

（交付先）

様

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金不交付決定通知書【特別相談型】

小規模事業者設備投資助成金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第8条第1項により通知します。

1 不交付理由

（担当）

（申請先）
横浜市長

（申請者） 〚
本社所在地：
事業者名称：
代表者役職名：
代表者氏名：

小規模事業者設備投資助成金交付申請変更・取下届【特別相談型】

小規模事業者設備投資助成金については、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第9条に基づき、申請の変更又は取下げをします。

1 区分（ 変更・取下げ ）※あてはまるものに○をして下さい。

2 理由

3 変更内容（※変更の場合のみ）

変更後	変更前

（交付先）

様

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金変更承認・不承認通知書【特別相談型】

小規模事業者設備投資助成金変更申請につきましては、審査の結果、次のとおり決定しましたので、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第9条第2項により通知します。

1 変更申請の内容について

（担当）

(申請先)
横浜市長

(申請者) 〒
本社所在地：
事業者名称：
代表者役職名：
代表者氏名（フリガナ）：
代表者氏名：



※ 法人：代表者印
個人事業主：個人の印鑑

小規模事業者設備投資助成金交付請求書【特別相談型】

小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】第10条第1項の規定に基づき、次のとおり小規模事業者設備投資助成金の交付を請求します。

1 助成金請求額 ¥ _____

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合
支店等の名称	支店 出張所
預金種目	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
(フリガナ) ※	
口座名義人	

※フリガナは必ず記載下さい。誤っていた場合は振込ができない場合がございます。

(添付書類)

交付決定兼交付額確定通知書【特別相談型】（第2号様式）のコピー

（交付先）

様

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金交付決定取消通知書【特別相談型】

年 月 日 第 号で交付決定しました、小規模事業者設備投資助成金について、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】（第11条第2項）に基づき、次のとおり助成金交付決定の（全部・一部）を取り消します。

- 1 交付決定額
- 2 取消額
- 3 取消理由
- 4 備考

（担当）

様

横浜市長

小規模事業者設備投資助成金返還通知書【特別相談型】

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いました小規模事業者設備投資助成金については、小規模事業者設備投資助成金交付要綱【特別相談型】（第12条第1項）に基づき、次のとおり返還するよう通知いたします。

1 交付取消金額または返還金額

¥

2 返還期日

年 月 日

3 納付方法

添付する納付書による

4 備考

積算根拠は別添のとおり

(担当)